

福岡県消防協会定款施行規則施行手続

第1条 一般財団法人福岡県消防協会定款及び同施行規則（以下「施行規則」という。）に関する事務は本手続きによって取り扱わねばならない。

第2条 消防団長は所属する団員等が施行規則第1条に定める表彰に該当すると認めたときは、所轄支部長を経由して会長に具申するものとする。

2 消防団及び消防団長に関する表彰具申は所轄支部長がなすものとする。

3 消防出初式時の定例表彰に係るものは毎年10月末現在調で10月25日までに事由を詳細に調査のうえ、様式第1号乃至第9号によって会長に提出するものとする。

4 前項の定例表彰以外で表彰の必要あると認めたときは、その都度前項の様式に準じて提出するものとする。

第3条 消防団長は所属する消防団員に施行規則第2条に定める弔慰又は救済をなす事由を認めたときは、その事実を詳細に調査のうえ、様式第10号乃至第13号によって所轄支部長を経由して会長に提出するものとする。

第4条 施行規則第1条の表彰及び第2条の弔慰、救済のため贈与する金品は所轄支部長をして授与させてもよい。

第5条 支部長は、その所轄区域内において消防葬又は消防団葬の施行あるとき、又は消防団長たる正会員及び本会役員が死亡したときは、その旨並びに葬儀の日時場所を会長に即報しなければならない。

本会顧問、特別会員、その他の者が死亡し、特に本会より葬儀参列の必要ありと支部長が認めたときまた同じ。

第6条 支部長はその所轄区域内消防団の役職にある者、又は顧問が死亡したときは、その葬儀に参列しなければならない。

第7条 支部長辞任その他の事由によって欠員を生じた場合には、その所属消防団副団長はその旨会長に即報するとともに、一ヶ月以内に支部管轄内消防団を招集して後任支部長を推薦しなければならない。その結果は直ちに後任支部長が様式第14号によって、会長に報告しなければならない。

2 支部所轄内消防団長異動の場合の手続きも前項に準ずる。

第8条 支部長は本会の事業に賛同し金品の申込みがあった場合は、支障の有無を調査し、支障のないものに限り、施行規則第4条によって取り扱わなければならない。

附則

この手続きは、本財団が行政庁の認可を受け一般財団への登記をした日から施行する。